

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会（第2回）



山梨県太陽光発電施設の適正な設置 及び維持管理に関する条例について

令和4年4月27日

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

課長 雨宮 俊彦

目 次

1. 条例制定の背景等
2. 条例の概要・ポイント
3. 条例の一部改正
4. 課題

1. 条例制定の背景等

- 平成24年7月に固定価格買取制度が創設されて以降、日照時間に恵まれた本県では、太陽光発電施設の導入が急速に進み、それに伴い、災害、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化
- こうした中、県では平成27年に「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を策定し、事業者を指導
- しかしながら、ガイドラインによる事業者指導には限界があることや、全国的に施設の事故事例が増加傾向であり、地域住民の不安や懸念が増加

本来、環境を守るための再生可能エネルギーが、無秩序な開発により環境を破壊し、土砂災害などの災害発生を引き起こすことは、あってはならないこと

県民の安全で安心な生活を確保するため、太陽光発電施設の設置から、維持管理、廃止までを通じて、事業者に適切な対応を求める条例を制定（令和3年7月）

防災面、環境面等の問題が顕在化



森林を伐採し、斜面に設置された事例



森林を伐採し、観光地からの景観に影響を及ぼす事例

「太陽光発電事業に関する事業者指導の在り方検討会議」の設置

(令和2年8月～12月、4回開催)

- ・ 「設置を規制する区域」と「それ以外」を明確に分けた対策を講じ、「設置を規制する区域」は、条例で厳しく規制すべき。
- ・ 50kW以下の小規模な施設であっても、規制対象となる区域への設置は厳しく規制すべき。
- ・ 森林伐採を伴うものや急傾斜地等は、特に防災上の観点から、災害の発生が懸念されるため、新規設置を原則禁止すべき。
- ・ 既存施設も含め、維持管理計画の作成や定期点検の義務付けるべき。
- ・ 不適切な施設に対して立入調査を行い、措置命令などにより強力に指導すべき。
- ・ FIT法では条例違反となった場合、認定取消の要件に該当するとしており、条例の実効性の担保となる。

県議会における検討

「太陽光発電設備の適正化に関する山梨県議会議員連盟」から知事へ政策提言

(令和2年11月)

【提 言】

- 1 太陽光発電事業に関して、次の内容を盛り込んだ実効性のある条例を早急に制定すること。
 - (1) 森林の伐採を伴う太陽光発電施設の設置や急傾斜地等への設置については厳しく対応し、原則として禁止すること。
 - (2) 例外的に上記箇所へ太陽光発電施設を設置する場合は防災対策や景観・環境の保全について十分な対策がなされた施設に限定すること。
 - (3) 太陽光発電施設を設置する場合は、地域住民との合意形成が確保される仕組みとすること。
 - (4) 既に稼働している施設を含め、適切な維持管理等を徹底させ、災害を誘引することのないようすること。
 - (5) 条例を遵守させるため、立入調査や改善命令、事業者の公表など、事業者指導を強力に行うための規定を設けること。
- 2 山梨県環境影響評価条例による環境アセスメントの規模要件を引き下げ、より小規模な太陽光発電施設も対象とすること。

太陽光条例素案のパブリックコメントの実施（令和3年4月）

意見件数 196件

意見反映	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他
23件	9件	70件	10件	84件

- ① 意見反映 23件
 - ・ 条例の周知期間の短縮（12件）
 - ・ 国のFIT認定の取消しに繋げる規定（2件）
 - ・ 森林の有する水源涵養の機能を保全（2件）
 - ・ 森林を守るより強いメッセージ など
- ② 記述済み 9件
- ③ 実施段階検討 70件
 - ・ 維持管理に関する事項（13件）
 - ・ 地域住民等への説明（7件）
 - ・ 環境影響評価の手法（10件） など
- ④ 反映困難 10件
 - ・ 過料の増額（10件）
- ⑤ その他 84件
 - ・ 設置規制区域の範囲等（22件）
 - ・ 条例化はCO₂削減に逆行（9件） など

2. 「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の概要

1 【目的】（第1条）

地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物の多様性の保全等に重要な役割を果たしている森林が県土の多くを占める本県において、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により適切に実施するよう必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的とする。

2 【対象施設】（第2条）

野立て太陽光発電施設

3 【基本理念】（第3条）

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならない。

4 【関係機関の協力】（第6条）

知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、一般送配電事業者その他関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

5 【設置規制区域】（第7条）

次に掲げる区域（以下「設置規制区域」という。）においては、太陽光発電施設の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

（1）森林の伐採を伴う区域

■森林法に規定する地域森林計画対象民有林（5条森林）及び国有林等

（2）土砂災害等が発生している、又は発生するおそれが高い区域

■地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域

■急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

■山梨県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地の区域

（3）土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

6 【設置許可の申請】（第8条）

5の設置規制区域内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者は、あらかじめ許可申請書を知事に提出しなければならない。

7 【申請前に事業者が行う事項】（第9、10条）

1 環境及び景観に及ぼす影響の評価

■施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行わなければならない。（調査項目）地形・地質、動植物、生態系、水象（湧水等）、騒音、反射光等

2 地域住民等への説明

■説明会を開催し、事業計画の内容を説明しなければならない。

■説明を行うにあたっては、地域住民に理解が得られるよう努めるとともに、地域住民の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

8 【設置許可の基準】（第11条）

1 知事は、設置許可の申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が次のいずれにも該当すると認められるときに限り、設置を許可することができる。

（1）森林の伐採を伴う区域

■土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれ、水の確保に著しい支障、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

（2）土砂災害等が発生している、若しくは発生するおそれが高い区域

■土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであること。

（3）土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

■想定される土砂災害等による施設の損壊のおそれがないこと、又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等被害、交通遮断のおそれがないことが明らかであること。

（4）前各号に定めるもののほか、関係法令等の規定に違反しないこと（自然公園法、電気事業法等）。

2 知事は1による許可をしようとするときは、設置許可に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村長等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 知事は、1による許可をしたときは、公表するものとする。

9 【設置届】（第14条）

太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

10 【維持管理】（第18条）

1 事業者は、次の維持管理に関する基準に従って太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）を適正に維持管理しなければならない。

（1）太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。

（2）太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。

（3）土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに施設の復旧又は支障の除去に必要な措置が講じられること。

2 事業者は、太陽光発電施設等の維持管理をするための計画を作成し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

3 事業者は、2により、計画を作成したときは、公表しなければならない。

4 事業者は、設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合は、2により作成した計画及びその維持管理の結果を知事に提出しなければならない。

5 事業者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに施設の復旧又は支障の除去に必要な措置を講じるとともに、知事に報告しなければならない。

11 【廃止届】（第20条）

太陽光発電事業を廃止するときは、事前に事業廃止届を提出しなければならない。

12 【措置命令等】（第21～26条）

1 許可の内容に適合していない事業者、維持管理基準に適合していない事業者等に対し、指導及び助言、報告の徴収、立入検査、勧告、措置命令、事業者名等の公表をすることができる。

2 公表したときは、国に通報し、FIT認定の取消しを求めるものとする。

3 許可を受けずに設置した者、虚偽の届出等を行った者又は正当な理由がなく報告若しくは立入検査を拒んだ者は、5万円以下の過料に処する。

13 【経過措置等】（附則）

1 設置規制区域及び設置許可に関する事項については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）は適用しない。

2 既存施設に係る事業者は、施行日から6月の期間内において、知事への届出その他の必要な対応を行わなければならない。

3 施行日 [10kW以上：R3.10.1(新規設置) R4.1.1(既存施設)] [10kW未満：R4.4.1]

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」

ポイント①

(第3条)

基本理念

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならぬことを基本理念とする。

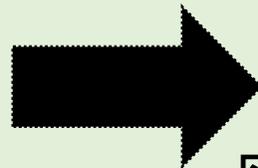
「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」

ポイント②

対象：野立て太陽光発電施設

(第7、8条)

設置規制区域



新規設置を禁止

区域内に設置する場合は知事の許可が必要

(1) 森林伐採を伴う区域

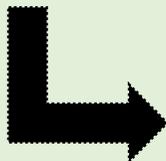
■地域森林計画対象民有林（5条森林）及び国有林等

(2) 土砂災害が発生している、又は発生するおそれが高い区域

■地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

(3) 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域



万全の対策が講じられた施設は許可が可能

(防災対策や環境・景観への配慮など)

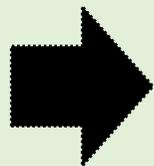
許可の判断には関係市町村長の意見を尊重

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」

ポイント③

適正な維持管理

(第18条)



稼働中を含む全施設を対象

- 事業者は、維持管理に関する基準に従って、太陽光発電施設等を適正に維持管理しなければならない。

維持管理するための計画を作成及び公表し、かつ、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の点検を行わなければならない。

「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」

ポイント④

(第21～26条)

実効性の確保等

■ 許可の内容や維持管理基準に適合していない事業者
➡ 指導及び助言、報告の徴収、立入調査、勧告措置命令、事業者の公表

■ 条例に違反した事業者を公表した場合は
国に通知し、FIT認定の取り消しを求める
※条例を含む法令違反はFIT認定の取り消し事由に該当

<施行日>

10kW以上：R3.10.1(新規設置) R4.1.1(既存施設)

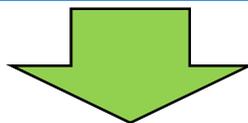
10kW未満：R4.4.1

3. 条例の一部改正（令和4年3月）

【課題・背景】

- 条例（令和3年7月制定）では、発電出力10kW未満は、通常、自家消費であることを踏まえ、10kW以上の野立て施設を規制の対象
- こうした中、他県において、10kW未満の野立て施設を多数設置する事業を計画し、森林伐採を伴うことなどから地域でトラブルになった事例が判明
- 条例の主旨は、森林伐採を伴うものや災害発生リスクの高い区域への野立て施設の無秩序な導入を禁止し、県民の安全安心な生活を確保するもの
- 他県で確認された10kW未満の野立て施設の設置の動きに早急に対応する必要

発電出力10kW未満についても適正な設置と維持管理を徹底



（改正後）全ての野立て太陽光発電施設を対象

4. 課題

1 関係法令の対応・連携が不十分か

- ・ 林地開発などの開発行為の完了前における売電事業の開始
- ・ 法令違反で指導中の事業者も売電事業を継続

2 太陽光発電事業の金融商品化の問題

- ・ 発電事業者として責任を持った管理運営の意識が希薄

3 太陽光パネルの廃棄物としての認定

- ・ 太陽光発電事業の廃止 ≠ 太陽光パネルの廃棄